

## 令和2年度 第7回政策会議

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)実施計画策定及び令和3年度予算編成の方針を定めるものです。



令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)実施計画策定及び令和3年度予算編成の方針について

本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、我が国の経済状況について、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は甚大であり、これまで経験したことのない国難とも言うべき局面に直面し、極めて厳しい状況にあるとされている。

本市においても、市民生活や事業活動に大きな影響が生じており、様々な緊急対策を講じているところである。昨年度決算見込みにおいては、第4次総合計画に掲げる「財政運営の基本方針」の指標について、概ね目標を達成できたものの、今年度以降は、感染症対策関連経費の増大に加え、歳入の根幹をなす市税の大幅な減収も予測され、財政状況は非常に厳しい局面を迎えている。

今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大に加え、新たな感染拡大への備えや、国が示す「新しい生活様式」への対応も必要である。

このような異例の状況下にあることを十分に認識した上で、これまで以上に事業の選択と集中や業務改善の取組を加速させ、将来への必要な投資と持続可能な財政運営の両立を図りながら、第4次総合計画の実現に向けた取組(重点取組2019等)を進めていかなければならない。

以上のことを踏まえ、下記の方針に基づいて実施計画策定及び予算編成に取り組まれない。

## 記

## 令和3年度～令和7年度実施計画策定及び令和3年度予算編成の方針

## 1 重要事項

- (1)新規・拡充事業は、原則、国の制度改正に伴うものや国庫補助事業等、必要最小限とすること。やむを得ず、その他の新規・拡充事業の要求を行う場合は、既存事業とのスクラップアンドビルドを前提とすること。
- (2)継続事業についても、優先順位の精査や無駄の排除を徹底すること。また、普通建設事業については、公共施設最適化の方針に沿って、実施内容、手法、特定財源、年度等のあらゆる角度から精査を行うこと。
- (3)新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止の他、手続のオンライン化やテレワーク環境の整備等の「新しい生活様式」への対応を積極的に進めること。
- (4)業務プロセスの改善やリスクマネジメントの強化に向けた取組として、ICTの活用、キャッシュレス化、民間活力導入、業務再編(整理・統合)、広域連携などを積極的に進めること。

## 2 財源確保の努力

- (1)国・府などの補助制度については、情報収集に努め、将来的な負担についても十分に検討の上で、積極的に活用すること。  
なお、補助制度等が廃止・縮小される場合は、原則として市の事業も廃止・縮小すること。やむを得ず継続する場合は、既存事業とのスクラップアンドビルドを前提とすること。
- (2)各種積立基金については、設置目的に応じて積極的に活用すること。
- (3)企業版ふるさと納税制度等の寄附金の活用も積極的に検討すること。
- (4)市税、使用料等については、徴収対象等の把握や収入率の向上、利用者の増加を図るなど増収に努めること。

## 3 視点及び手法

- (1)部長マネジメントによる事業の最適化  
部長のリーダーシップのもと、「組織の使命及び目指す姿」「財源も含めた5年程度の中期的な計画と目標の設定」「施策の優先性」「事業の選択と集中」の4点を踏まえて検討すること。
- (2)行政経営の視点の共有  
職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、将来的な負担についても慎重に検討し、限られた人的資源や財源を有効活用できるよう知恵と工夫を凝らし、課題解決に取り組むこと。  
事業経費のみならず、関連する人件費の増減(職員体制)についても十分に考慮すること。
- (3)PDCAマネジメントサイクルの強化  
行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業の費用対効果を分析・検証した上で、市民サービスの質的向上と最適化を目指すこと。

## 4 留意点

- (1)枠配分予算  
令和2年度当初予算における配分対象経費を基準に、単年度限りの臨時的経費の増減、会計年度任用職員関連経費の増を加味した上で、市税の大幅な減収を見込み、配分額を全体で8%程度削減している。財政状況を踏まえ、配分額の範囲内となるよう努めること。
- (2)歳入・歳出の見積  
ア 適正に算定し、過大・過小な見積りは厳に慎むこと。  
イ 継続的な経費は、特段の事情が無い限り、直近の実績額(契約額等)を基に要求すること。
- (3)その他  
ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の執行を見送った臨時的な経費については、今般の社会情勢や財政状況等を踏まえ、令和3年度の実施の要否について改めて判断すること。内容を見直して実施する場合は、改めて実施計画の要求を行うこと。  
イ 令和2年度の中核市移行により開始した事業については、初年度の実績も踏まえ、事業費を精査すること。  
ウ 年度途中での補正予算は、法改正や災害復旧等の緊急を要するやむを得ない場合に限ることを念頭に、当初予算への計上に漏れないよう十分に精査すること。